

43. 22

方式上の欠陥が補正されていない出願に対し、補正指令の趣旨と無関係な自発の
手続補正書等が提出された場合の取扱い

方式上の欠陥が補正されていない出願に対し、補正指令（特17条3項^{*1}、
実2条の2第4項、6条の2）の趣旨と無関係な自発の手続補正書等が提出され
た場合には、願書との表示の同一性が認定できるものに限り、受理する。

なお、特許出願、商標登録出願又は防護標章登録出願において、出願日が認定
されていない出願に対し、補完指令（特38条の2第2項、商5条の2第2項^{*2}）
の趣旨と無関係な手続補正書等が提出された場合には、願書との表示の同一
性が認定できるものに限り、受理する。

（改訂平成28・4）

^{*1} 特17条3項：意68条2項、商77条2項において準用

^{*2} 商5条の2第2項：商68条1項において準用